

令和 7 年度(2025 年度)事業報告

京都私学振興会は、1963 年(昭和 38 年)5 月に設立して以来、半世紀以上の永きに亘って府内の私学の振興と教職員の福利の向上のため、多大の貢献を果たしてまいりました。

令和 7 年度も、年度当初に定めた事業計画に基づき下記の諸事業を遂行して私学の振興発展に寄与しました。

※公益法人として認可を受けている事業区分

- 公益目的事業
 - 公 1 . . . 私学教育の充実に寄与するための助成・顕彰・奨学金等の事業
 - 公 2 . . . 私学教育の充実に寄与するための会館運営事業
- 収益事業
 - 収 1 . . . 一般企業・団体・個人に会議室を貸与する事業
- その他の事業（相互扶助等事業）
 - 他 1 . . . 私立学校の教職員及び家族に対する福利厚生事業

公益目的事業等の実施状況

[1] 私学教育充実助成金交付事業 【公 1】

私学関係団体の事業活動を資金面より支援する私学教育充実助成金交付事業は、私学の振興発展を目的とする当振興会にとって最も重要な事業です。

当年度も各団体より提出された申請書について助成金査定委員会において慎重な査定が行われた後その答申に基づき、理事会の議を経て 4 月 10 日に下記の 6 団体に助成金を交付しました。

京都府私立中学高等学校連合会	45,000,000 円
京都府私立中学高等学校経営者協会	4,550,000 円
京都府私立中学高等学校保護者会連合会	3,300,000 円
京都府私立幼稚園連盟	34,400,000 円
京都府専修学校各種学校協会	13,000,000 円
京都府私立小学校連合会	7,500,000 円
合 計	<u>107,750,000 円</u>

また、7 月 8 日に助成金査定委員会を開催して、各私学関係団体の前年度の助成金の使用状況を検証した結果、当振興会が交付した助成金が各私学関係団体において私学教育の充実に適正に使われたことを確認しました。

[2] 顕彰奨学金事業 【公 1】

当振興会の顕彰奨学金制度は、平成 18 年に創設して以来、節目の 20 回を迎えることができました。これまでに多くの私学関係者に京都私学振興会賞を授賞して、私学の教育・文化・スポーツの振興に多大の貢献を果たしてまいりました。

当年度も各学校より提出された受賞候補者について審査委員会(門川大作委員長)において慎重な審査が行われ、優れた成果を挙げた教員・クラブ・生徒に京都私学振興会賞を授賞し、併せて学費支弁者を病気等で亡くし修学の継続が困難となった生徒に奨学金を給付しました。

授賞式は京都私学会館地階大ホールにおいて 6 月 15 日(日)に盛大に挙行了しました。

【各賞の受賞者】

小野山利雄賞(私学教育の充実に格段の貢献を果たした個人団体) 1 名 1グループ	
私学振興賞Ⅰ(教育・研究・指導面で顕著な成果を挙げた教員)	2 名
私学振興賞Ⅱ(特色ある教育計画を実施している学校)	7 園校
文化スポーツ活動賞Ⅰ(全国優勝又は準ずる成績を挙げたクラブ)	14 クラブ
文化スポーツ活動賞Ⅱ(全国優勝又は準ずる成績を挙げた生徒)	22 名
教育研究奨励金(日々教育活動に精励している教員・グループ) 3 名 1グループ	
奨 学 金 (学費支弁者の死去等により就学困難となった生徒)	9 名
京都私学振興会賞交付額	8,900,000 円
京都私学振興会奨学金交付額	3,208,000 円

[3] 教育機器の寄贈事業 【公 1】

府内の全ての私立幼稚園・私立小学校・私立中学校・私立高等学校、専修各種学校及び私学関係団体に、下記の教育機器を寄贈しました。

寄贈品目	・・・	熱中症指標計		
寄贈対象	・・・	私立幼稚園	120 園	私立小学校 9 校
		私立中学校	23 校	私立高等学校 38 校
		専修各種学校	24 校	私学関係団体 4 団体
				合計 218 台
寄贈事業費			8,938,065 円	

[4] 私学会館運営事業 【公 2・収 1】

京都私学会館は、私学関係団体に事務室を貸与すると共に、私学関係者の教育研修の場として会議・研修・講演会等の用に供する(公 2)と共に、併せて一般利用者の会議等の用にも供しています(収 1)。

現在、館内会議室には高速 Wi-Fi を導入し、地階大会議室から 4 階までの冷暖房空調設備の更新が完了しています。除菌に優れた空気清浄機も設置しています。

京都私学会館は、美しい外観と最新の施設設備を備えた素晴らしい会館に生まれ変わっています。私学会館のパンフレットを配布して、一般利用者の利用を促進しています。

[5] 教職員福利厚生事業 【他 1】

教職員の福利厚生の充実は私学教育にとって重要であるため、当振興会は京都私学互助会を組織して、教職員とその家族に対し様々な福利厚生事業を行っています。当年度も医療・慶弔・退会一時金等の給付事業や貸付金事業を確実に実施しました。

なお、会員に映画・演劇・各種イベントなど入場料金を補助する厚生文化事業は、映画鑑賞券の割引販売する補助のほか、初めての試みとして施設等利用の申請型補助方法を実施し好評を得ました。

	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)
医療・慶弔給付	7,449 千円	7,802 千円
退会一時金給付	11,333 千円	9,061 千円
貸 付 金	500 千円	500 千円

[6] 役員の改選

役員の任期満了に伴い、令和 7 年 6 月 9 日開催の評議員会に於いて下記の方々が選任され、後刻開催の理事会にて理事長・常務理事が選出されました。任期は、2025 年 6 月～2027 年 3 月決算に関する定時評議員会終結の時まで。

理 事	山 本 綱 義	理事長
理 事	菅 恭 弘	常務理事
理 事	佐々井 宏平	
理 事	塩 貝 省 吾	
理 事	土 屋 智 裕	
理 事	大 西 建 太 郎	
理 事	長 澤 宗 一	
理 事	田 中 誠 二	
理 事	堤 清 彰	
理 事	阿 南 孝 也	
理 事	久 保 雅 子	
理 事	草 野 功 一	
監 事	林 信 康	
監 事	川 名 マ ミ	
監 事	新 井 英 植	

なお、評議員の中西紳也、草野功一の 2 名は 6 月 9 日付け辞任、理事の藤林昭一、真城義麿、川名マミ、土屋文秀、初田泰弘の 5 名は 6 月 9 日付けで任期満了退任、監事の山崎昇、藤本明弘の 2 名は 6 月 9 日付けで任期満了退任。 (敬称略)

[7] 紺綬褒章 公益団体認定

3 月に内閣府賞勲局より「褒章条例に関する内規第 2 条に基づく公益団体」の認定を受けました。

公益のために私財（個人 500 万円以上、団体・企業 1,000 万円以上）を認定団体に寄附され、かつ、一定の基準を満たす場合には国の栄典の一種である「紺綬褒章」授与申請の対象となります。

[8] 消防訓練の実施

近年東北地方や北陸地方でも大規模な地震が発生して大きな被害が発生しています。大地震となる南海トラフ地震は、ここ 30 年以内に 70%以上の発生率と言われています。京都私学会館もいつ何時大災害に遭遇するかも知れませんが、かねてより防災備品を備蓄していますが、いざと言う時に対応できなければ意味がありません。そこで、8 月 25 日に菅防火管理者により各私学団体の火元責任者や館内設備管理会社を招集し防火連絡会を開催し防火防災について協議しました。

また、下記の日程で館内に勤務する全職員が参加する防火訓練を実施しました。

日 時 10 月 24 日(月)午前 9 時 30 分～午前 11 時

参加者 京都私学会館に勤務する全職員及び協栄ビル管理職員

訓 練 講演・消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練・講習

私学会館内に勤務する 24 名が参加し、それぞれの役割分担を定めて、私学会館に実際に火災が発生した場合を想定した実践的な訓練を実施。

その後、救命蘇生法・AED 操作講習を実施しました。

[9] 公益法人定期提出書類の提出

公益法人は毎年 3 月末までに翌年度の事業計画及び予算を、6 月末日までに前年度の事業報告・決算・理事監事評議員名簿、その他の法人の状況を、監督官庁である京都府に報告することとされており、期限内に電子申請にて提出しました。

[10] 全国私学振興会連合会総会

令和 7 年度全国私学振興会連合会の総会が 7 月 1 日東京都にて開催され、菅事務局長が参加し、全国各地の私学振興会担当者と法人の運営等について意見交換しました。

[11] 情報の公開

公益法人は、業務運営の透明化と適切化を図るため諸情報の公開が求められています。当振興会では、公益法人に関する法律に基づき定款・役員報酬規程・役員名簿・予算書・決算書等の書類を事務所に備えて開示すると共に、インターネット上に京都私学振興会と京都私学会館の 2 サイトのホームページを設けて、充実した情報を広く一般に公開しています。

京都私学振興会 <https://www.kyt-shigakushinkoukai.jp>

京都私学会館 <https://www.kyt-shigakukaikan.or.jp>

[12] 理事会等の開催・役員等名簿

理事会・評議員会・各委員会の開催状況、各事業の詳細、及び理事・監事・評議員・各委員会委員の名簿は、後掲の附属明細書 I ～ V に記載の通りです。

[13] 令和 7 年度の収支決算状況

令和 7 年度の収支決算の状況は、別添の貸借対照表・正味財産増減計算書・同内訳表・収支計算書・財務諸表に関する注記・財産目録に記載の通りです。

なお、令和 7 年度私学教育充実助成金交付事業費の一部は、特定公益資金（特定費用準備資金）を財源としています。

当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

1 ガバナンスを支える役員体制の構築（役員改選と体制整備）

理事会においては、理事長・常務理事を除く外部理事に、京都府内の私学教育（幼稚園、中学高等学校、専修各種学校等）に精通した有識者を選任し、専門的知見に基づく審議を行っています。また、法曹界の経歴を有する非常勤理事を主担当とし、ガバナンス強化に向けた継続的な諸規程の見直しを進めています。

監事については、3 名のうち 2 名を外部監事（うち 1 名は公認会計士）とし、理事会・評議員会への出席を通じて財務および業務執行の透明性確保に努めています。

なお、役員がその役割を適切に果たせるよう、可能な限り会議資料の事前送付を励行し、情報共有の充実を図っています。

2 自主的な会計監査の実施による財務規律の強化

当法人は法令上の会計監査人設置義務範囲外ではありますが、財務の透明性をより高める観点から、自主的に 2 名の公認会計士による財務監査を依頼し、適正な会計処理を担保しています。

3 中長期的な運営方針の策定と推進

設立理念の継承と社会情勢の変化への対応を両立させるため、以下の 4 つを柱とする「中長期的な運営方針」の策定を進めることとしました。

- (1) ガバナンス体制の強化、(2) 安定的財政基盤の確立、(3) 公益事業の推進、(4) 京都私学会館の維持管理

本方針の策定にあたっては、理事長の監督のもと、法的知識に富む非常勤理事の指導・助言を得ながら、具体的施策の検討と着実な実行を進めています。

4 規程等の整備状況

ガバナンスおよびコンプライアンス体制の強化のため、本年度中に以下の規程等を制定・改正しました。

- ・公益財団法人京都私学振興会定款の一部変更
- ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の一部改正
- ・個人情報保護方針および個人情報保護規程の抜本的改正
- ・就業規則の一部改正
- ・寄附金取扱規程の制定